

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.014

処 分 名	公共物使用料の延滞金の減免
処 分 の 概 要	市長は、延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市公共物管理条例（平成 17 年条例第 139 号）第 14 条 春日部市公共物管理条例施行規則（平成 17 年規則第 56 号）第 11 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であるもので、当面申請が見込まれないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市公共物管理条例

(延滞金)

第 14 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促した場合は、延滞金を徴収する。ただし、督促状に指定する期限までに滞納した使用料（以下「滞納金」という。）を完納したとき又は滞納金が 100 円未満のときは延滞金の全額を、延滞金の全額又は端数が 100 円未満のときはその全額又は端数を徴収しない。

2 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納金の額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

3 市長は、第 1 項の延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。

■春日部市公共物管理条例施行規則

(延滞金の減免申請)

第 11 条 条例第 14 条第 3 項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、公共物使用料延滞金減額（免除）申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。